

【犯罪被害者等基本計画検討会】

第2回資料

犯 罪 被 害 者 等 補 償 制 度

岡 村 勲

2005年(平成17年)5月

第1 国による補償制度の基本的あり方について

犯罪被害者等基本法の制定により、犯罪被害者等への施策の基本が、従来の恩恵的な性格から個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利に基づくものへ、その性格が根本的に変革されるべきものとなった。この権利は、およそ人たるものが生来的に有している個人の尊厳を保障する憲法第13条に基づくものと考えられ、大変に貴重なもので、しかも、国民の全てに賛同を得られる良識にかなつたものである。そして同法においては、この権利性の原則とともに次のことが定められている。

① 被害適応性の原則。(第3条第2項)

殺人、傷害、性被害、交通事故、など犯罪の種類による被害内容の違いや、被害後の生活状況の違いなどに応じて、柔軟で適応性のある施策内容にしなければならない。

② 被害回復の基準と継続性の原則。(同条第3項)

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられなければならない。

③ 総合性の原則。(第4条、第8条第2項1号)

基本法に基づく施策は、それぞれの支援策が連携のとれた総合的なものとなるようにし、被害者にとって支援を受けやすい便利性のあるものとしなければならない。

以上の諸原則は基本計画全体を通じてのものであるが、とりわけ犯罪被害者の生活に大きな影響をもつ国による補償制度のあり方については、従来の恩恵的な性格から上記の原則を踏まえたものとなるよう根本的にその性格を変革し、それに従って補償内容等も大きく改善がなされなければならない。

イギリスでは、国が社会の連帯共助の精神を代表して補償するべきであるとし、また、ドイツでは、犯罪の発生は国が国民に負っている保護義務違反であるから

補償すべきは当然であるとして、いずれも国の責任において非常に厚い補償がなされている。我が国もこれにならうべきである。

第2 改革についての具体的提言

- 1 犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有することを明文をもって定めるべきである。(基本法第3条)

(理由) 基本法の原則に従って、補償制度を定める法律においても、従来の恩恵的性格から権利性有する性格に変わったことを法文上も明確にすべきである。

- 2 国の補償と加害者の賠償との関係

国の補償は、固有の責任に基づくものであるから、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも(責任無能力など)、国は補償しなければならない。

被害者等が加害者から十分な賠償を受けない限り、国は補償責任を免れない。
(理由)

国による補償は、加害者の損害賠償義務を、国が代わって支払うものではなく、国固有の補償責任に基づくものである。

例えば、加害者が犯行時に精神の障害によって心神喪失中であったことが認められると、民事裁判では損害賠償義務を負わないことになるが、この場合においても、国は補償する責任を負っている。

もし、被害者等が加害者側から十分な損害賠償の支払いを受けたときは、被害者は事件以前の生活ができるようになったのであるから、補償の必要性はなくなる。しかし、加害者側からの賠償支払いが十分なものではなく、依然として被害者等が事件以前の生活を回復することが困難であれば、国による補償の必要性はなくならない。従って、被害者等が加害者側からの十分な賠償金を受領できない限り国は補償責任を免れない。

3 補償の程度

補償は、被害者等が事件以前の生活水準まで近づける程度のもので、生活保護のような最低生活水準の維持を目的とするものであってはならない。但し、一定の上限を設ける必要がある。

(理由)

日本の現行制度に比べて、イギリスやドイツの制度では、被害者等が被害に遭う前の生活水準に近づくことができるよう、生活保護のような社会保障給付を大幅に上回る補償を設けている。日本においても、国の補償は、被害者等が被害に遭う前に維持していた生活水準に近づくことを基準として、その内容を定めるべきであり、生活保護のような最低生活水準を基準とするものであってはならない。ちなみに基本法第3条第3項でも、「再び平穏な生活ができるようになるまで」と、被害回復の基準を定めている。

4 補償の仕方

- (1) 医療費、カウンセリング費用、介護費用は、無料とする。
- (2) 通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用など特別の支出については、実費を補償する。
- (3) 一時金

被害者等に対して、次の場合に一時金を支払う。なお、一時金として支払われる金額の上限は、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額を参考にする。

- ① 死亡
- ② 長期療養

被害者が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、

その期間中の休業補償を支給する。

被害者の付き添いのために休業した家族がいる場合には、その家族に対しても休業補償を支給する。

③ 後遺障害

死亡あるいは後遺障害に対する補償金額の計算方法については、補償金の早期支給を可能とするためできるだけ簡便で分かり易い方法を採用すべきである。(別紙参照)

(4) 被害者等は必要に応じ仮給付を受けることができる。

仮給付は、被害直後から支給を受けられるように迅速で簡便なる支給方法にする。

(5) 年金

被害者に障害等級7級以上(自賠責保険の基準による)の障害が残った場合には、被害者に一時金を支給するだけでなく、これに加えて、その障害の等級に応じた額の年金を支給する。

被害者が死亡した場合に、遺族の生活維持に必要である場合にも同様とする。

ただし、年金の支給の決定にあたり被害者の資力審査を行い、経済的に余裕があって年金の支給の必要がない場合にはこれを支給しないこととする。

支給金額は、支給中に改訂することができる。

(理由)

被害者等には補償金として一時金が支給されるが、重傷者の場合は仕事に復帰することもままならず、その一時金も数年で費消されてしまうことが多く、その後に続く長い人生の支えにはならない。その後の生活を支えるために年金を併給することが是非とも必要である。

そして年金を必要とするのは、かなりの程度の労働能力を喪失した場合であるから、労働能力が50パーセント以上喪失した7級以上の場合

に、その労働能力喪失の程度に応じた年金を支給することとした。

被害者に年金を支給するのは、被害者を困窮した生活から被害以前の生活レベルに戻し、その尊厳を回復するためであるから、被害者に経済的余裕がある場合には年金を支給する必要がない。そこで、年金を支給する前提として資力審査を行うこととした。

被害者が死亡した場合にも、遺族の生活が困難に陥った場合には同様に年金を支給する必要がある。

5 補償の制限

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができ、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできない。

(理由)

犯給法においては、親族関係が不支給または減額事由とされ、また、加害者との間の「密接な関係」も減額事由とされている。

しかし、夫婦間の殺人でも維持に対する補償がなされなかつたり、あるいは、被害者が親戚から殺害されたような場合にも補償がないのは不当である。また、「密接な関係」があるものによる犯罪についても同様である。

そこで、補償の制限は、個別の事案ごとの社会的相当性により決定すべきであり、親族などの特定の人的関係だけを理由に一律に決定するべきではない。

6 国外における被害補償

日本国籍を有する者は、日本国外において犯罪被害を受けた場合にも、補償を受ける。

(理由)

国際交流が進んだ現代社会においては、日本国民が海外で犯罪の被害に遭うリスクは高まってきており、補償の必要性は国内における被害の場合と変わらない。国は、日本国籍を有する者が国外において被害に遭った場合にも補償をするべきである。

7 時効

補償を受ける権利は時効にかからない。ただし、年金の支給時期は申請時からとする。

(理由)

被害者等が補償制度の存在を知らずに、犯給法の定める時効期間（被害の発生を知った日から2年、又は、犯罪が発生した日から7年）が経過してしまうことがある。近親者から虐待を受けた場合、被害者等は、加害者から自立して初めて補償請求が可能になる。また、性的被害など、被害の申告までに長期間を要する場合がある。

したがって、被害者等の補償を受ける権利を、時間的に制限することは相当ではない。

ただし、年金は、日々の生活の維持を目的として支給されるものであるから、既に経過してしまった期間については、年金による補償はなされない。

8 併給調整

一時金については減額を行わない。

(理由)

一時金については、自賠責の補償限度額の制限を参考とすべきとしており、

一定限度の制約を設けている。それに加えて他の給付を受けたことによる補償金の減額をしたのでは、被害者は十分な補償を受けることはできない。そこで、一時金については生活保護給付金などとの併給の調整を行わないようとするべきである。

9 認定機関、不服申立機関

独立の認定機関を設け、その認定に対する不服申立機関も独立に作るべきである。

(理由)

等級認定には医学的知識を要するし、また、医療費の無料化、介護費の無料化、特別の支出、P T S Dの心理療法費用等、補償の範囲が遙かに広がる可能性もある。そのような広汎な役割を現行法のように公安委員会に担わせるのでは負担が大きすぎる。その担うべき役割にふさわしい総合的な認定機関を別途設けるべきである。また、認定機関に不服のある被害者に対しては不服申立の途を用意し、公正を期すべきであり、そのためには独立した上訴機関を整備すべきである。

以上